役員等報酬および費用弁償規程

（目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人陽向会（以下「法人」という。）定款第８条及び第２１条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに第三者委員（以下「役員等」とする）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

（報酬）
第２条　法人の役員等に対して報酬を支給する。但し、役員が職員である場合は、これを支給しない。
２　前項の報酬の額は、理事会出席１回につき１２，０００円とする。
３　監事の報酬額は、監事監査及び指導監査出席１回につき１５，０００円とする。
４　苦情対応規程第１１条により、第三者委員の報酬は１回の会合につき５，０００円とする。また、苦情に対する対応１件につき１２，０００円とする。
５　評議員の報酬は、評議員会出席１回につき１２，０００円とする。
６　上記の他、法人及び施設業務のために、役員等が出勤した場合、１回につき１２，０００円とする。
７　本規程の該当者は常勤・非常勤の区別はしない。役職手当、賞与、退職金の支給は無い。

（支給日）
第３条　役員等の報酬は、毎月１０日（支給日が金融機関休業日の場合は、後営業日）に現金または振込にて支払う。但し、連日開催されない等、回数が少ない場合は、出席日の当日、あるいは７日以内に現金または振込にて支払う。

（費用弁償）
第４条　役員等が、理事会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。
２　費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。但し、役員等報酬が支払われた時には交通費は無い。
３　日当および宿泊料は、次のとおりとする。
日　当　１日の内の研究受講等の時間が４時間以内は、８，０００円、それを超える時間は１５，０００円とする。但し、役員等報酬が支払われた時には日当は無い。
宿泊料　職員の旅費規程に準ずる。

（改　　廃）
第５条　この規程の改廃については、評議員会の議決を要する。

付　則
１　この規程は、　　平成１９年３月１日から施行する。
２　この改正規程は、平成２２年３月２９日から施行する。（第２条２、第２条３制定）
３　この改正規程は、平成２２年５月２０日から施行する。（第３条、第４条３）
４　この改正規程は、平成２３年３月２８日から施行する。（第２条４制定）
５　この改正規程は、平成２３年１１月３０日で平成２４年１月１日より施行する。（第２条２、第２条３）
６　この改正規程は、平成２７年４月１日から施行する。（第４条２及び３の改正）
７　この改正規程は、平成２９年３月２８日から施行する。（第１条、第２条の改正）
８　この改正規程は、平成２９年６月１６日から施行する。（第１条、第４条、第４条２項・３項、第５条の改正）
９　この改正規程は、令和元年７月１日から施行する。（第３条の改正）